

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

News Letter VOL.15

発行/2022年 12月1日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-原告、気候科学者が法廷で証言 民事訴訟が結審 判決は2023/3/20 15:00-



JR六甲道駅前にて

世界気候アクション“気候危機はいのちの問題”

9月23日、気候変動問題に取り組む若者団体「Fridays For Future(未来のための金曜日)」が中心となって呼び掛けられました。世界気候アクションに賛同し、街頭にて原告、神戸の石炭火力発電を考える会のメンバーが中心となり、行き交う市民に、気候危機、神戸の石炭火力問題についてJR六甲道駅前で呼び掛けました。

今年の夏も、日本は猛暑と豪雨に見舞われ、多くの被害が発生しました。海外では、パキスタンにおいて大雨があり、大洪水が発生し、3,300万人が被災、1,500人以上もの尊い命が奪われました。今回の豪雨の背景には、気候変動の影響により、降水量が50%も増えたとの分析も出されています。現在、同国では、洪水による衛生環境の悪化、マラリアの蔓延などにより、被災者の健康影響が心配されています。国際社会のさらなる支援が必要とされています。

パキスタンのシャリフ首相は、「パキスタンの温室効果ガスの排出量は世界全体の1%に満たないのに、世界で最も気候変動の影響を受ける国の一つになっている」と強調しています。世界のCO₂排出量は、日本も含む先進20カ国・地域(G20)だけで8割を占めています。今、各地で起こっている異常気象と、日本から排出される温室効果ガスは、決して無縁ではないのです。神戸の4基になろうとしている石炭火力発電所の建設中止、早期稼働停止は、世界の気候変動対策を前進させることにつながります。

2つの裁判は、いずれも判決を迎える予定です。行政訴訟は、最高裁にて審理中、民事訴訟は結審となり、3月20日(月)15:00に判決となります。日本、世界の気候変動対策を僅かながらも前進させ、“石炭火力の増設は許されない”との明確なメッセージを判決において示してくれることを願っています。



神戸発電所1-4号機
煙突(奥)1-2号機、(手前)3-4号機



10/18 原告、支援者にて入廷前アクション

1. 民事訴訟 第16回期日 7月19日 原告・専門家証人期日

この日は、原告ならびに専門家による証人尋問期日でした。大法廷は、大雨のなか駆け付けてくださったおかげで、ほぼ満席となりました。まず、専門家証人として、江守正多氏(東京大学未来ビジョン研究センター教授)が気候変動の科学的知見について、IPCC第6次評価報告書を中心に意見を述べました。

報告書の内容について、江守氏は、以下の4点が重要であると述べました。(1)人間活動の温暖化への寄与が疑いないとされたこと、(2)気候感度の指標について、科学が精度を増したことで不確実性の幅が大きく減じていること、(3)地球上の各地域について、詳細な記述がなされていること、(4)産業革命前からの気温上昇を1.5℃以内に抑えるためのCO2のトータル排出量(いわゆる、カーボンバジェット)が更新されたことをあげました。そのうえで、個人的見解を含みつつも、日本は世界平均よりも早期にCO2の排出削減が求められることを考慮すれば、既設の石炭火力発電所からの排出により、カーボンバジェットを使い切ってしまう可能性があることから、新たな石炭火力発電所を建設することは「極めて望ましくない」と言及されました。

続いて、原告の高田さんからは、発電所が増設されることで、大気汚染物質の排出による健康被害への不安と、大量に排出される温室効果ガスによる気候変動への悪影響について意見を述べられました。高田さんの娘さんは、幼少期に喘息を患い、中学生になるまで健康に不安を抱えながら過ごされたそうです。そうした経験から、大気環境への影響が大きい石炭火力の建設に際して、PM2.5が審査項目とされていないことに疑問を感じ、神戸市主催の公聴会などで意見を述べてきたが、神戸製鋼側からの対応がないことに、強い憤りを覚えていると述べられました。また、他国では気候変動対策を国に対して義務づける判決が出ていることに触れ、「地球温暖化による被害が漠然としたものではなく、目の前に迫っている以上、裁判所には真摯に向き合って欲しい。」と述べられました。閉廷後の期日報告会では、証言に立った江守氏と浅岡弁護士のトークセッションを開催し、参加者からの質問も受けながら、理解を深めました。

2. 民事訴訟 第17回期日 10月18日 結審を迎える【判決日 2023年3月20日 15:00】

この日の期日で、民事訴訟は結審となりました。原告代表幹事である廣岡さんは、灘区が長年にわたり大気汚染公害に苦しめられ、その回復の途上にあることを踏まえ、「1970～80年代の大気汚染に逆戻りするかの分岐点にいる」と指摘されました。また、気候変動問題について、日本国内においては熱中症による救急搬送の増加、大雨による農作物への深刻な影響、海外では、インド、ヨーロッパ、中国等を襲った猛烈な熱波をあげ、「(気候変動は)人間が引き起こした問題であり、人間の責任でもとに戻さなければなりません」と述べ、裁判長に対して「現状をしっかりと受け止めていただき、石炭火力の新設が許されない社会であるというメッセージを国内外に発信してください」と、原告を代表して、最後の弁論を行いました。

弁護団からは、浅岡弁護士から、気候変動の科学的知見と世界各地における異常気象をうけ、COP26におけるグラスゴー気候合意を前提とした、気温上昇1.5℃目標を目指す必要性について説明しました。1.5℃目標実現のために残されたカーボン・バジェット(炭素予算)は僅かであり、石炭火力の新設を許容する余地はないと訴えました。また、世界の気候変動訴訟では、カーボン・バジェットに基づき、政府に気候変動対策を義務付ける判決が複数あることを指摘しました。喜多弁護士からは、原告の訴えは、大気汚染、気候変動に対する単なる不安感ではなく、被告の神戸製鋼、関西電力らから排出されるPM2.5、温室効果ガスによる具体的かつ客観的なものであり、通常一般人を基準と比較して、合理的かつ日常的な不安・恐怖感に達していると主張しました。

最後に池田弁護士から、世界で認められた気候科学を踏まえた適正な事実認定の下に、人権侵害を防止することが重要だと指摘しました。最後に、公害と闘った国として、CO2大量排出という新たな「公害」事業の停止・削減の道筋を世界へ発信する意義の大きさを述べて、弁論を終えました。

【ご案内】 神戸石炭行政訴訟を伝える動画が完成しました！

「温暖化で争えない？発電所稼働をめぐる国との裁判」

2017年、兵庫県公害審査会への公害調停の申し立てから始まった石炭火力発電所の建設中止を求める法的アクションは、2018年より訴訟へと移行し、裁判所で争ってきました。

神戸石炭訴訟は、2つの訴訟からなります。いずれの裁判も石炭火力発電所の稼働を止めるために提起しました。一つは、石炭火力発電所の建設・稼働を進める神戸製鋼所らに対する民事訴訟です。そして、気候危機が深刻化するなかで、石炭火力発電所の建設を認めた国の判断・責任を問う行政訴訟の2つです。

民事訴訟は、2023年3月に判決を迎える。一方、行政訴訟は2度の判決を受け、現在は最高裁へ上告し、審理中となっています。

2つの裁判では、これまで膨大な書面のやり取りが続いています。また、その内容を理解するには、大変な労力を要するため、時間の経過と共に、裁判の概要を理解することも難しく感じられるようになってきました。そこで、より多くの方々に、裁判の現状を伝える必要があると考え、神戸石炭訴訟原告・弁護団では、新たな試みとして、法廷ドラマを制作することとしました。今回の法廷ドラマを通じて、神戸石炭訴訟が目指すもの、日本の司法における課題について伝えていくことで、世論を変え、判決、政策を変えていく力にしていきたいと考えています。ぜひ、法廷ドラマを多くの方々にご覧いただけるよう、ご支援賜れますと幸いです。

なお、ドラマの中では、傍聴席から痛烈な野次が飛ぶシーンがありますが、実際の法廷ではNGですので、ご注意ください！



原告・弁護団が迫真の演技 法廷での緊張感が伝わります！

ドラマ「温暖化で争えない？発電所稼働をめぐる国との裁判」



ドラマ予告編



ドラマ本編



神戸新聞において、9月中旬から神戸発電所に関して「座礁資産 石炭火力を問う」の連載記事が掲載され、第一部の5回が掲載されました。11月21日からは、第二部が始まりました。これまでも神戸発電所3-4号機の審査段階から、多数の記事が神戸新聞から配信され、神戸の石炭火力問題について伝えてきました。

ご支援くださったサポーターのみなさまと共に、当時の様子や活動などを振り返っていただきながら、脱石炭という大きな目標に向かって、引き続きご支援賜れますと幸いです。なお、神戸新聞の連載記事は、全文WEBで掲載されています。ぜひ、ご覧ください。

掲載先 <https://www.kobe-np.co.jp/rentoku/mirai-zenin/>



神戸新聞
連載記事
掲載ページ

神戸市温対計画骨子に示された、2030年の温室効果ガス削減「約60%」についてご存知ですか？神戸市環境局の気候危機への向き合い方について、不信感を抱いてしまいます。2050年の排出ゼロに向けて、2030年の削減目標が重要です。その際、日本としては最低でも60%削減が必要とされています。

「あ、神戸市は60%削減を掲げるの？すごい！」と思われる方が居るかと思えます。しかし、実態は全く違います。まず、現状の削減量として示されている「-36%(2013年比)」についてです。この削減は、神戸市が独自の施策のみで、削減したものではありません。神戸市も認めています。神戸製鋼所の高炉が廃止されたことが大きな要因です。さて、高炉跡地には、何ができたのでしょうか？年間最大693万t-CO2を排出する石炭火力発電所(2基)です。

石炭火力が増えるのに、「約60%」と掲げられる理由は、直接排出と間接排出という集計方法の違いによるものです。高炉からの排出は直接排出でカウントされ、神戸市に帰属しますが、石炭火力発電所からの排出は、発電所の運転に使用するもの以外、間接排出でカウントされ、神戸市からの排出とはなりません。

神戸市は、高炉廃止から石炭火力への排出量の付け替え効果のうえに、24%の削減見通しを積み上げることで、60%削減を掲げることができるというわけです。

神戸市は気候危機に真摯に向き合い、「60%削減」を掲げようとしているのでしょうか？広範かつ長期の気候変動対策に大きな支障がある神戸発電所3-4号機の建設に対して、危機感を持って対処してきたでしょうか？当会は次期温対計画を、そのような視点で注視していきたいと考えています。



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル
神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobeclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ
今後の裁判期日について



民事訴訟 判決期日

日時:2023年 3月20日(月)15:00より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会:会場、オンライン同時開催予定

～訴訟サポーターを募集中です～

サポーターとして、原告・弁護団をご支援ください。

クラウドサポーター

一口 1,000円～(寄付)

コアサポーター

一口 3,000円(会費制、ニュースレター送付等)